## 県北広域振興局長告示第21号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。 令和3年9月17日

県北広域振興局長 高 橋 進

位置	延長(メートル)	幅員(メートル)	指定年月日
二戸市石切所字枋ノ木地内(駅周8M-6号線)	167. 80	8.00	令和3年8月11日
二戸市石切所字川原地内(駅周6M-54号線の一部)	28. 00	6.00	JJ

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部二戸土木センター及び二戸市役所に備えておいて縦覧に供する。